

#### 公布された条例のあらまし

##### 佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 教育委員会の事務部局（学校以外の教育機関を含む。）の職員の定数を244人に増員することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

##### 佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 佐賀県職員の退職手当に関する条例の本則の規定により計算した額に乗じる調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げることとした。（附則第30項関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

##### 佐賀県債権の管理に関する条例（条例第4号）

- 1 この条例は、県の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 知事は、県の債権を適正に管理するための体制を整備することとした。（第4条関係）
- 3 県の債権のうち、非強制徴収債権の管理に関し必要な事項を定めることとした。
  - (1) 督促（第5条関係）
  - (2) 強制執行等（第6条関係）
  - (3) 履行期限の繰上げ（第7条関係）
  - (4) 債権の申出等（第8条関係）
  - (5) 徴収停止（第9条関係）
  - (6) 履行延期の特約等（第10条関係）
  - (7) 免除（第11条関係）
  - (8) 放棄（第12条関係）

- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

##### 佐賀県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 佐賀県手数料条例の一部改正関係
  - (1) 消防法の規定に基づく危険物取扱者免状の交付に係る手数料の額を改定すること等とした。（別表第1関係）
  - (2) 土壌汚染対策法が改正されたことに伴い、汚染土壌処理業者の地位の承継の承認の申請に対する審査に係る手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
  - (3) 道路交通法の規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の実施等に係る手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）

- 2 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（平成 24 年佐賀県条例第 10 号）の一部改正関係  
健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）が改正されたことに伴い、経過措置について所要の改正を行うこととした。  
（附則第 2 項関係）
- 3 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（平成 28 年佐賀県条例第 46 号）の一部改正関係  
道路交通法施行令が改正されたことに伴い、経過措置について所要の改正を行うこととした。（附則第 2 項関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 及び 4 については公布の日から、1 (1)の一部については平成 30 年 5 月 1 日から施行することとした。  
佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第 6 号）
  - 1 産業廃棄物税を犯則事件の臨検、捜索又は差押えの対象となる地方税として指定することとした。（第 21 条関係）
  - 2 産業廃棄物税を臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限を受けない地方税として指定することとした。（第 22 条関係）。
  - 3 その他所要の改正を行うこととした。
  - 4 この条例は、一部の規定を除き、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例（条例第 7 号）
  - 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
  - 2 この条例は、一部の規定を除き、平成 30 年 10 月 1 日から施行することとした。佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 8 号）
  - 1 介護保険法が改正され、同法に基づく事務の一部を市町が処理することとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第 2 条関係）
  - 2 農地法に基づく事務の一部を鳥栖市が処理することとした。（第 2 条関係）
  - 3 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。
  - 4 所要の経過措置を定めることとした。佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）
  - 1 重要港湾に新たに整備する野積場附属事務所の使用料を定めることとした。（別表第 1 関係）
  - 2 港湾施設の使用料のうち、給水施設の使用料の額を改定することとした。（別表第 1 関係）
  - 2 この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行することとした。佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）
  - 1 佐賀県立美術館の岡田三郎助アトリエの使用に係る施設使用料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
  - 2 その他所要の改正を行うこととした。
  - 3 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第 11 号）

- 1 佐賀県立伊万里農林高等学校と佐賀県立伊万里商業高等学校とを再編統合し、佐賀県立伊万里実業高等学校を設置することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）

- 1 教員特殊業務手当の額を改定することとした。（第 8 条関係）
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）

- 1 県立学校職員の定数を 3,288 人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を 5,688 人に増員することとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）

- 1 佐賀県介護保険財政安定化基金の拠出率を改めることとした。（第 2 条関係）
- 2 平成 30 年度から平成 32 年度までの間に限り、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第 12 条第 1 項第 1 号に規定する条例で定める割合を 0 とすることとした。（附則第 4 項関係）
- 3 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県介護保険法施行条例等の一部を改正する条例（条例第 15 号）

- 1 佐賀県介護保険法施行条例の一部改正関係
  - (1) 介護保険法が改正され、同法に基づく事務の一部を市町が処理することとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
  - (2) 共生型居宅サービス及び共生型介護予防サービス（以下「共生型居宅サービス等」という。）の事業所並びに介護医療院における管理者は、暴力団員等であってはならないこととした。（第 5 条の 2、第 9 条の 2 及び第 10 条の 2 関係）
  - (3) 共生型居宅サービス等の事業所及び介護医療院は、その経営について、暴力団員等の実質的な関与を受けてはならないこととした。（第 5 条の 2、第 9 条の 2 及び第 10 条の 2 関係）
  - (4) 共生型居宅サービス等の事業を行う者（一部を除く。）及び介護医療院に係る非常災害対策の基準を定めることとした。（第 5 条の 2、第 9 条の 2 及び第 10 条の 2 関係）
  - (5) 介護医療院の開設の許可の申請等に係る事務の手数料の額を定めることとした。（第 19 条関係）
- 2 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部改正関係
  - (1) 共生型障害児通所支援の事業に係る職員及び障害児に対する環境教育の推進に関する基準を定めることとした。（第 4 条の 2 関係）
  - (2) 共生型障害児通所支援の事業所の管理者は、暴力団員等であってはならないこととした。（第 4 条の 2 関係）
  - (3) 共生型障害児通所支援の事業所は、その経営について、暴力団員等の実質的な関与を受けてはならないこととした。（第 4 条の 2 関係）

- (4) 共生型障害児通所支援の事業を行う者に係る非常災害対策の基準を定めることとした。(第4条の2関係)
  - 3 佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正関係
    - (1) 共生型障害福祉サービスの事業所の管理者は、暴力団員等であってはならないこととした。(第4条の2関係)
    - (2) 共生型障害福祉サービスの事業所は、その経営について、暴力団員等の実質的な関与を受けてはならないこととした。(第4条の2関係)
    - (3) 共生型障害福祉サービスの事業を行う者(一部を除く。)に係る非常災害対策の基準を定めることとした。(第4条の2関係)
  - 4 佐賀県医療法の施行等に関する条例の一部改正関係
    - 医療法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
  - 5 その他所要の改正を行うこととした。
  - 6 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
  - 7 所要の経過措置を定めることとした。
- 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第16号)
- 1 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部改正関係
    - (1) 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の事業に係る職員及び障害児に対する環境教育の推進に関する基準を定めることとした。(第5条関係)
    - (2) 居宅訪問型児童発達支援の事業所の管理者は、暴力団員等であってはならないこととした。(第5条関係)
    - (3) 居宅訪問型児童発達支援の事業所は、その経営について、暴力団員等の実質的な関与を受けてはならないこととした。(第5条関係)
  - 2 佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正関係
    - (1) 自立生活援助及び就労定着支援の事業所の管理者は、暴力団員等であってはならないこととした。(第5条関係)
    - (2) 自立生活援助及び就労定着支援の事業所は、その経営について、暴力団員等の実質的な関与を受けてはならないこととした。(第5条関係)
    - (3) 就労定着支援の事業に係る非常災害対策の基準を定めることとした。(第5条関係)
  - 3 その他所要の改正を行うこととした。
  - 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- 佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例(条例第17号)
- 1 医師修学資金等に係る返還免除の要件を見直すこととした。(第10条関係)
  - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会条例の一部を改正する条例(条例第18号)
- 1 地方独立行政法人法が改正されたことに伴い、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会の所掌事務について定めることとした。(第2条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。  
佐賀県医療施設耐震改修等臨時特例基金条例を廃止する条例（条例第 19 号）
  - 1 佐賀県医療施設耐震改修等臨時特例基金条例は、廃止することとした。
  - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。  
佐賀県地域医療再生基金条例を廃止する条例（条例第 20 号）
    - 1 佐賀県地域医療再生基金条例は、廃止することとした。
    - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。  
佐賀県国民健康保険法施行条例（条例第 21 号）
      - 1 この条例は、国民健康保険法の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
      - 2 次に掲げる事項について定めることとした。
        - (1) 佐賀県国民健康保険運営協議会の委員の定数及び運営に関する事項（第 3 条～第 7 条関係）
        - (2) 国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する事項（第 8 条関係）
        - (3) 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事項（第 9 条～第 12 条関係）
- 3 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 佐賀県国民健康保険調整交付金条例は、廃止することとした。（附則第 3 項関係）  
佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例等の一部を改正する条例（条例第 22 号）
  - 1 佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正関係  
持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）が公布されたことに伴い、  
所要の改正を行うこととした。
  - 2 佐賀県特別会計設置条例の一部改正関係  
佐賀県国民健康保険事業を行うために佐賀県国民健康保険事業特別会計を設置することとした。
- 3 佐賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正関係
  - (1) この条例は、国民健康保険法（以下「法」という。）第 81 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置する佐賀県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関し、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
  - (2) 基金として積み立てる額は、佐賀県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第 3 条関係）
  - (3) 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第 7 条関係）
    - ア 法第 81 条の 2 第 1 項各号に掲げる事業に要する経費

イ 法第 81 条の 2 第 2 項の規定による佐賀県国民健康保険事業特別会計への繰入れに要する経費

(4) 法第 81 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき貸付けを受けた市町は、貸付けを受けた会計年度の翌々年度以降知事が別に定めるところにより償還期限までに償還しなければならないこととした。(第 8 条関係)

(5) 基金事業交付金の交付は、毎年度、基金対象事業保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認められる収納不足市町に対して行うこととした。(第 11 条関係)

ア 多数の被保険者が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたこと。

イ 企業の倒産、主要な生産物の価格の低下等により地域の産業を取り巻く社会経済状況が著しく悪化したこと。

ウ ア及びイに準ずる特別の事情として知事が認める事情が生じたこと。

(6) 知事は、基金事業交付金の交付を行った年度の翌々年度において市町から財政安定化基金拠出金を徴収することとした。(第 12 条関係)

(7) その他所要の事項を定めることとした。

4 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第 23 号)

1 佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金拠出率を改めることとした。(第 2 条関係)

2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

旅館業に関する条例の一部を改正する条例(条例第 24 号)

1 旅館業の施設の採光及び照明の措置の基準について、照度に関する規定を削除し、照明設備の保守点検等の規定を定めることとした。(第 5 条関係)

2 1 客室の定員数に関する規定を削除することとした。(第 9 条関係)

3 ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されたことに伴い、これらの構造設備の基準を統合することとした。(第 15 条関係)

4 浴室の床面、内壁並びに給湯栓及び給水栓の数に関する規定を削除することとした。(第 15 条関係)

5 洗面所の洗面設備に関する規定を削除することとした。(第 15 条関係)

6 簡易宿所営業及び下宿営業の施設に係る構造設備の基準から客室の基準を削除することとした。(第 15 条関係)

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この条例は、平成 30 年 6 月 15 日から施行することとした。

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(条例第 25 号)

1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第 14 条各

号に掲げる事項等を記載した書面を交付し、及びその内容を説明しなければならないこととした。（第 18 条の 5 関係）

- 2 保護者は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこととした。（第 18 条の 5 関係）
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等を販売した場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該特定携帯電話端末等を使用している青少年が満 18 歳に達する日のいずれか早い日までの間、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由等を記載した書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならないこととした。（第 18 条の 5 関係）
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が 1 又は 3 の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な勧告をし、及び勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第 18 条の 6 関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県中央児童相談所設置条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

- 1 条例の題名を佐賀県児童相談所設置条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 唐津市に北部児童相談所を新設することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 3 児童の一時保護を行う一時保護所は、中央児童相談所に附設することとした。（第 4 条関係）
- 4 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 6 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県中小企業・小規模企業振興条例（条例第 27 号）

- 1 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念及び施策を講ずるに当たっての基本方針を定め、県及び中小企業支援機関の役割を明らかにする等により、経営環境の変化に対応し積極的な取組を行う中小企業者及び小規模企業者を支援し、もって本県経済の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とすることとした。（第 1 条関係）
- 2 中小企業・小規模企業の振興についての基本理念を定めることとした。（第 3 条関係）
- 3 中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずる際の基本方針を定めることとした。（第 4 条関係）
- 4 県及び中小企業支援機関の役割並びに関係機関等の連携について定めることとした。（第 5 条～第 7 条関係）
- 5 中小企業者及び小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な経営の改善及び向上に努めるものとした。（第 8 条関係）
- 6 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の推進に当たっては、小規模企業者の持続的発展に資するよう配慮するものとした。

(第9条関係)

7 県は、中小企業者及び小規模企業者の実態把握及び意見聴取を行い、これらの結果を県が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとした。(第10条関係)

8 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとした。(第11条関係)

9 この条例は、公布の日から施行することとした。

10 この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。(附則第2項関係)

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 工鉦業上の試験に係る手数料の区分を改めることとした。(第2条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 都市公園法が改正されたことに伴い、公募対象公園施設である建築物の建築面積の基準を定めることとした。(第2条の2関係)

2 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないこととした。(第2条の3関係)

3 国営公園に係る料金の改定に伴い、吉野ヶ里歴史公園に係る入園料の額を改定することとした。(第9条及び別表第3関係)

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3については、平成30年4月1日から施行することとした。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 建築基準法が改正されたことに伴い、田園住居地域を同法第56条の2第1項の対象区域に指定することとした。(第27条の2関係)

2 佐賀県については、別表各号の中欄に掲げる手数料を徴収しないこととした。(第31条の2関係)

3 包括同意に係る道路内における建築の許可に係る手数料の額を定めることとした。(別表関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 営業所の構造又は設備の変更の承認等に係る手数料の額を改めることとした。(別表第6関係)

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例(条例第32号)

1 佐賀県県税条例の一部改正関係

(1) 耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、一定の要件を満たす場合、当該税額から



- 150万円に税率を乗じて得た額を減額することとした。(条例第1条の規定による改正後の第63条の2関係)
- (2) 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものは、製造たばことみなして、条例第2章第5節の規定を適用することとした。(条例第1条の規定による改正後の第71条の2関係)
- (3) 加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の換算方法を定め、5段階で引き上げることとした。(条例第1条～第6条の規定による改正後の第72条関係)
- (4) 県たばこ税の税率を3段階で引き上げることとした。  
ア 1,000本につき930円(条例第1条の規定による改正後の第72条の2関係)  
イ 1,000本につき1,000円(条例第4条の規定による改正後の第72条の2関係)  
ウ 1,000本につき1,070円(条例第5条の規定による改正後の第72条の2関係)
- (5) 住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(条例第1条の規定による改正後の附則第16条関係)
- (6) 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(条例第1条の規定による改正後の附則第17条の2関係)
- (7) 不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること等とした。(条例第1条の規定による改正後の附則第17条の3関係)
- (8) 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(条例第1条の規定による改正後の附則第18条の4関係)
- (9) 市町に対して交付すべき個人の県民税に係る交付金の額の計算方法を改めることとした。(条例第2条関係)
- (10) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する個人の県民税の非課税の範囲を見直すこととした。(条例第4条の規定による改正後の第30条の2関係)
- (11) 個人の県民税の調整控除の対象者を前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者とする事とした。(条例第4条の規定による改正後の第34条関係)
- 2 佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成27年佐賀県条例第31号)の一部改正関係  
紙巻きたばこ3級品に係る県たばこ税の税率の経過措置の対象期間を平成31年9月30日まで延長することとした。(佐賀県税条例の一部を改正する条例附則第5条関係)
- 3 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例について所要の改正を行うこととした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。